

令和5年度「建設DX人材育成支援事業」の 実施事業者を募集します！！

～建設企業のデジタル技術活用人材育成経費の一部を補助します～

岩手県では、デジタル技術を活用できる人材を育成しようとする建設業者等の方々にに対し、必要な経費の一部を補助します。皆様からの申請をお待ちしています。

1 事業目的

県内建設業者の従業員の高齢化や担い手不足が深刻な状況であり、建設現場における一人一人の生産性の向上が求められています。岩手県では、デジタル技術を活用できる人材を育成しようとする建設企業等に対し、要する経費の一部を補助します。

2 補助対象者等

(1) 対象者

ア 建設業者等

次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者であって、かつ(エ)の要件を満たすもの。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による岩手県知事又は国土交通大臣の許可を受けた岩手県内に主たる営業所を有する建設業者

(イ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に定める中小企業等協同組合であって、建設業者を主たる構成員とし、岩手県内に主たる営業所を有する者

(ウ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める協業組合であって、岩手県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業許可を有する者

(エ) 岩手県の県営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者

イ 建設コンサルタント

岩手県内に本店を有し、岩手県の建設関連業務等入札参加資格者名簿に登録されているもの。

ウ 法人

営利を目的としない建設業の振興に資する法人。

※対象となる事業内容は、3 補助対象となる経費及び補助金の額を参照のこと。

(2) 補助金交付回数の上限

同一の建設企業等又は法人に対する同一年度内の補助金交付は1回までとする。

3 補助対象となる経費及び補助金の額

建設業者等のICT機器導入に要する表内に掲げる経費

補助対象経費	補助内容	補助事業者及び補助額補助額
(1) ICT建機等の操作研修会の開催に要する経費	講師謝金	[補助事業者]
	講師旅費	法人
	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料	[補助額] 100万円を上限とする
(2) ICT技術取得に係る講習会を受講する場合に要する経費	講習会・研修会受講料	[補助事業者] 建設業者等 建設コンサルタント [補助額] 当該経費の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする

※ 補助対象経費(2)について、補助事業者1社に対して5万円を上限に補助する

※ 補助対象経費は、交付決定後、今年度中に支出（支払が現実に行われるもの）をする費用に限られます。

※ 消費税及び振込手数料は補助対象外です。

4 申請方法等

(1) 申請方法

申請者からの応募とします。

(2) 申請期間

ア ICT建機等の操作研修会の開催

令和5年6月12日（月）～令和5年6月30日（金）

イ ICT技術取得に係る講習会の受講

令和5年6月12日（月）～令和6年1月31日（水）

※ 補助金予算が上限に達し次第、受付を締め切ります。

(3) 申請書類

申請様式は、次のとおりです。

補助対象事業	申請様式
ア ICT建機等の操作研修会の開催	・建設DX推進事業費補助金応募申請書（建設DX人材育成支援事業[ICT建機の操作研修会の開催]）（様式第1号（第4関係）） ・事業計画書（別紙） ・事業の内容がわかる資料（研修資料、パンフレット、法人の定款等）
イ ICT技術取得に係る講習会の受講	・建設DX推進事業費補助金交付申請書（様式第1号（第4条関係）） ・申請者の概要（別紙） ・事業計画書（様式第4号） ・事業の内容がわかる資料（研修資料、パンフレット等）

(4) 提出先

岩手県県土整備部 建設技術振興課 建設業振興担当

5 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

ICT建機の操作研修会の開催については、建設技術振興課において審査会等により審査し、概ねの選定枠（1枠程度を予定）を設定の上、選定します。

ICT技術取得に係る講習会の受講については、申請受付順で書面審査のうえ順次選定し、選定枠（10枠程度を予定）に達し次第、受付を締め切ります。

(2) 審査の視点

ICT建機の操作研修会の開催の主な審査の視点は、以下のとおりです。

ア 事業の目的（課題分析と目的が妥当であるか）

イ 事業の内容（事業内容が上記課題・目的に対して妥当であるか）

ウ 事業の効果（人材育成に対し、効果が期待できるか）

エ 事業の実施体制（周知や受講しやすい実施体制等の工夫）

6 補助事業予定者の決定

(1) ICT建機の操作研修会の開催

令和5年7月上旬を目途に、申請者の中から補助事業予定者を決定し、建設DX推進事業採択（不採択）通知書により、申請者に通知します。

(2) ICT技術取得に係る講習会の受講

申請書類を受付・審査次第、建設DX推進事業採択（不採択）通知書により、申請者に

通知します。

7 補助事業スケジュール

I C T建機の操作研修会の開催のスケジュールは下記のとおりです。

時期	内容
6月12日(月)～6月30日(金)	応募申請書受付期間
7月上旬	審査(ヒアリング等)、補助事業予定者の決定
7月上旬～中旬	補助金交付申請書提出、補助金交付決定
7月下旬	事業着手(交付決定後)
事業完了時(令和6年3月末まで)	実績報告、完了検査、補助金支払

注1: 上記スケジュールは、目安であり、変更となることがあります。

注2: 別添の事業のフローを参照してください。

注3: ヒアリング等の審査は、必要に応じて実施します。

8 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- (2) 補助金が実際に支出されるのは、原則、事業完了後の実績報告書提出以降になります。その間、補助対象経費であっても支払が先行することになりますので、資金確保が必要になります(自己資金、つなぎ短期資金等)。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- (4) 補助事業に関して提出いただいた事業計画書類等は、情報公開条例の開示請求の対象となります。
- (5) 本補助事業を活用して開催又は受講する講習会等について、他の補助金の交付と重複して利用することはできません。

9 問合せ先

岩手県 県土整備部 建設業総合支援本部(建設技術振興課内) 担当: 柝丸

TEL 019-629-5954 FAX 019-629-2052